〇はやお委員長

次に、(1)新たに送付された陳情のうち、送付2-23、四番町区営アパート明渡し期限の柔軟な対応を求める陳情、そして(2)継続審査となっている陳情のうち、送付31-9、(仮称)四番町公共施設整備に関する陳情、送付2-7、四番町公共施設(仮称)整備計画に関して計画の再考と説明会の開催を望む陳情、送付2-12、(仮称)四番町公共施設整備に関する陳情、以上、四番町に関する陳情4件を一括して審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇はやお委員長 はい。ちょっと内容はちょっと、新たなところは違うんですけど、四番 町ですので、まとめてやらせていただきます。資料も出ております。まず執行機関からの 報告を求めます。

○大森施設経営課長 はい。それでは、政策経営部資料1-1から1-6までを使って、 私のほうからちょっとご説明させていただきます。

これは以前、木村委員のほうからご要望いただいていたものでございます。ただ、四番町の保育園のある建物、我々の中では四番町併設庁舎と呼んでおります。ですので、ちょっと四番町併設庁舎ということで呼ばせていただきたいと思います。これのみの建て替えについて検討した場合、スケジュールとかということの検討はできないのかというようなご指摘だったと思うんですが、結論から言うと、設計を行わない限りは詳しいことは分からないんですが、この木村委員からのご要望の四番町併設庁舎のみの建て替えについて、既存の施設をベースに、機能面やスケジュール感など、できる範囲で検討をしてみたものでございます。

まず、資料1-1、左上の四角の中、1、敷地概要でございます。敷地面積は1,272平米、地域地区は第1種住居地域、防火地域、四番町地区地区計画がかかっております。右側の平面図の赤いラインで示しておりますけれども、壁面の位置の制限がかかっております。あと建ぺい率は60%、容積率400%です。これは指定されている容積率が400%です。

次に、既存の四番町併設庁舎の建物概要ですが、建物用途は保育園、児童館、区営住宅、集会施設です。建築面積は675平米、延べ面積は3,094平米。道路幅員から来る基準容積率は243%、消化している容積率も243%でございます。構造・規模ですが、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階・地下1階、高さは約28メートルです。これは後ほど説明しますが、隣地斜線制限による規模感としてはこの程度になるというふうに思っております。

3の参考です。これは二つの敷地を一つにまとめる現計画の用途、面積関係です。幅員の広い番町学園通りに面しているので、基準容積率は指定容積率の400%でございます。ただ、消化している容積率としては307%ほどでございます。各用途の主な動線機能なんですけれども、右側の平面図をご覧いただきますと、例えば保育園は1階から3階の平面図でピンク系統でお示ししております。濃いピンク、1階から3階までの屋内階段Aと屋外階段Bが一つずつ、給食を運ぶ1階から2階の小荷物用昇降機が一つあるだけでございます。児童館は1階から3階の平面図にオレンジ系統でお示ししております。濃いオレンジ、1階の玄関から3階までの屋内階段Cが一つあるだけです。区営住宅は地下1階か

ら7階の平面図に青系統でお示ししております。濃い青、地下1階の入り口から7階までの屋内階段Dが一つ、4階から1階へ下りる屋外階段Eが一つあります。出入口の地下1階と4階から7階の住宅階へのエレベーターが一つしかありません。また、バリアフリーの観点からは、どの用途も出入口に段差があり、保育園、児童館は階段での上下移動というふうになっております。

恐れ入ります。資料1-2をご覧いただきたいと思います。建替え検討における留意事項として考えた点でございます。計画の条件として、用途は保育園、児童館、区営住宅、それと集会施設としております。これは、住宅入居者には麹町仮住宅に引っ越した後、戻ってもらうことを前提としております。行ったきりという説明はしておりませんので、既存と同じ用途で考える必要があると考えております。延べ面積は約3,100平米、高さ28メートル程度。この建物規模については右側の断面図をご覧ください。建築基準法の規定による隣地斜線制限により、現状の高さ程度の制限がかかります。そのため、既存建物規模と同程度を建て替える条件で各項目を整理しております。

中段ほどに行っていただいて、全体の計画としては、先ほど資料1-1でお示ししました1階平面図に、四番町地区地区計画の区域内ということのため、赤のラインでお示ししております。道路側及び北側隣地側からの壁面の位置の制限がかかります。敷地境界から2メートルの間は建物の部分を設けることはできません。セットバックが必要になってまいります。また、敷地が東西に細長くなり、現計画よりも狭くなるため、免震構造の採用は難しくなります。敷地形状及び道路からの出入口の位置から、地下駐車場の設置も困難となります。また、用途ごとに使い勝手を考慮して動線を明確にする必要があり、通路部分などの共用部分の面積が増えるため、専用部分の面積が減少すると考えられます。

用途ごとの個別の計画についてでございますが、保育園は四番町地区地区計画により道路からの壁面の位置が制限され、現状の園庭の確保が困難になると思います。バリアフリー対応のための専用エレベーターや障害者対応のトイレなどの設置、ゆとりある通路、廊下幅員の確保などにより共用面積が増え、専用面積が減少するものと考えております。専用部分の面積が減少することにより、現状からの機能拡充は望めませんし、現状維持も大変難しくなるというふうに考えております。児童館も同様に、バリアフリー対応のための専用エレベーターや障害者対応のトイレなどを設置することで、共用部面積が増え、専用面積が減少します。専用部分の面積が減少することにより、現状からの機能拡充はできませんし、現状維持も難しくなると思います。区営住宅も、現計画のように住宅階全てに階段二つ、エレベーター2台を設置すれば、共用部面積が増え、専用部面積が減少します。集会室もバリアフリー対応のため、多目的トイレなどの整備により共用部面積が増え、専用部面積が減少すると考えられます。

また、残される既存四番町アパート・図書館については、築34年を経過しているため、いずれ近い将来大規模改修が必要となります。大規模改修の際、いながら工事はできませんので、入居所の方には1年程度一時退去してもらう必要があると考えております。また、最後のポチですが、四番町併設庁舎の解体・新築工事期間中の入居者及び利用者の方へ騒音・振動などの配慮や対応が別途必要になるというふうに考えております。

おめくりいただきまして、1-3でございます。まず上段の表です。既存の併設庁舎と 現計画との比較でございます。各用途の面積の比較、階段やエレベーターなどの有無、バ リアフリーや主な拡充項目、園庭や遊戯室などの比較をまとめたものでございます。面積で言えば保育園は約220平米ほど拡充され、園庭も230平米から400平米に拡充されます。児童館は約4倍に拡充され、遊戯室も大きさや天井高さが2倍以上に拡充されます。また、エレベーターについては、既存の併設庁舎には区営住宅に1台しかございませんが、現計画では保育園で1台、児童館で2台、区営住宅で2台と各用途ごとにエレベーターを設けてございます。さらに建物全体としては、断熱性や耐震性の向上、太陽光発電や雨水利用などの環境配慮がされております。

下段の各用途の面積比較でございますが、併設庁舎のみの建て替えで、多目的トイレやエレベーターを追加整備する場合の専用部と共用部、共用部の増加率などを検討するとともに、現計画と比較してみたものでございます。平面図1、2階の保育園に多目的トイレやエレベーターを設けた場合、共用部が約2.5%増え、専用部が約20平米ほど減少します。児童館は、多目的トイレやエレベーターを設けた場合、共用部が約16%増え、専用部が約25%減少します。同じように区営住宅や集会室も、エレベーターや多目的トイレの設置により、共用部が増え、専用部が減ります。

次に、すみません、資料1-4をご覧ください。もしも工事となった際の留意事項でございます。左側が、これが2敷地を一つにする現計画でございます。工事車両の出入口が①から④まで4か所設けることができます。しかし、右側の併設庁舎のみの計画では、2か所に減少することで、車両の出入口が東側の幅員6メートルの道路に集中することになります。また、左側、現計画では、赤い矢印、工事現場から車両が帰っていくルートが、行人坂と番町学園通りの2ルート確保できますが、右側、併設庁舎のみの計画では、一方通行道路にしか面していないため、車両の戻るルートが右側方面に集中してしまいます。さらに、左側の現計画では12メートル道路に面しているため、大型の車両などの搬入が可能ですが、右側、併設庁舎のみの計画では、6メートルの狭い幅員の道路にしか面していないため、重機の数、車両の大きさなどが制限されます。敷地が狭隘化することにより、現場に投入できる重機、作業員の縮小、搬入資材の効率が低下することにもなります。そうしたことから、当初の計画から建物規模が縮小されますが、工事期間が大幅に縮小されることはないと考えております。また、既存の四番町アパートの入居者、図書館の利用者に対する解体・新築工事の騒音・振動などによる負担も増えることが懸念されます。

すみません。資料1-5でございます。想定されるスケジュールでございます。現計画の手順を基本としておりますが、もしも来年度に基本構想を実施する予算が計上されていたとして、基本構想のプロポーザル、基本構想策定で約10か月弱、再検討に6か月、その後、基本設計のプロポ、基本設計に7か月、実施設計に16か月、各申請業務を経た後、工事契約し、解体新築で48か月と。現計画完了予定、これはすみません、一番下のところに吹き出しのように書いてありますが、現計画の完了予定の令和6年度末から4年後の少なくとも令和10年度末、これが完了予定となると考えております。

大変雑駁で不十分ですが、四番町併設庁舎のみの建て替えについて、可能な範囲で検討した状況でございます。

最後に、工事説明会についての情報提供をさせていただきます。資料1-6でございます。来年2月4日に工事の説明会を予定しております。1月中旬頃には、裏面をご覧いただきますと、裏面の範囲の方々にこのチラシをご案内する予定でございます。

送付31-9、2-7、2-12、2-23陳情審查部分抜粋: 令和 2年12月25日 企画総務委員会 (未定稿)

私からの説明は以上でございます。

〇はやお委員長 はい。ありがとうございます。 住宅課長。

〇加藤住宅課長 11月24日の当委員会の中におきまして、東京メトロとの打合せの資料につきまして、委員長及び小枝委員のほうから資料要求のほうがございましたので、今回、参考資料1としまして、現在に至るまでのメトロとの打合せの概要の資料につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、今年の3月6日の予特の資料として提出させていただいたものに、 一番下の列につきまして追加のほうをさせていただいたところでございます。

今年に入りまして、4月から7月にかけまして、計3回メトロさんと打合せのほうをさせていただいたところでございます。事項としますと、東京メトロと新型コロナウイルスの影響による費用負担等の打合せということになっております。これは、せんだってから申し上げているとおり、新型コロナウイルスの影響で、東京メトロにおいては新規計画事業につきましては事実上凍結されていると。で、この事業についても見直しの対象であることといったことにつきまして、東京メトロのほうから言われているところでございます。こちらのほう、見直しの対象ではございますが、やらないと言っているわけではないと。あくまでも現状の状況で、なかなか難しいというお話を頂いております。

今後、当然コロナの影響を、どういうふうな形になるかといったところになりますが、 我々としますと、メトロさんと様々な今まで積み上げてきた打合せにつきましては、継続 して協議のほうをしていきたいというふうに思っております。庁内におきましては、現在 の事業の見直しといったところについては、それはそれで、もうメトロさんの状況、また 区のほうの状況を鑑みまして、それを前提とした文書の取り交わしをするということにつ いて、確認をしているところでございます。

詳細につきましては、申し訳ございません、まだどうしても東京メトロさんとの協議中といったところでございますので、こちらにつきましては、こういう形で出させていただきたいというふうに思っております。

説明は以上です。

〇はやお委員長

はい。ありがとうございました。

ただいま、前回もありましたとおり、本来であれば、今年の予算のところで1棟案ということが議決されたという状況の中でも、これだけ陳情が、計画についてということでしたので、非常に執行機関としてはやりにくい中で、まず一つ、この計画を、1棟案ではない2棟案でやったらどうなるんだというところをつくっていただきました。何か衣の下に鎧が見えちゃうような話ですけど、一つは、一方では、もうこれは今日、今回はオープンに資料を出していいということで議事整理権で言いまして、工事の説明会の資料も同時に出していただいています。ここはご理解いただきたい。私のほうの議事整理で、説明してくれと言っています。

あと陳情の内容の中で、このメトロは入っていなかったんだっけな、内容的には。でも、この前出たものですから、一応資料として参考資料と出していると。一応こういう状況の中で、皆さん、陳情も出ていると思いますので、ご意見、まずは計画に対して一つ一つやっていきたい。計画に対しての資料がございますので、この資料について、質疑、質問を

送付31-9、2-7、2-12、2-23陳情審查部分抜粋: 令和 2年12月25日 企画総務委員会 (未定稿)

受けたいと思います。よろしくお願いします。

〇木村委員 計画についてということですので、四番町の、ごめんなさい、併設庁舎でしたね。その併設庁舎のみの建て替えとした場合のコストと現行計画とのコスト、これはどのくらい違いますか。

〇大森施設経営課長 これも仮定の話で、想定を積み重ねるしかないんですけれども、規模がちょっと小さくなっても、仮設工事費だとか通常のようにかかるものとか、いろいろ工種があって、一概に面積が4分の1になったから価格が4分の1になるというものではないんですけれども、そういったものをざっくり設計だとか工事費だとか試算しますと、おおむねこの併設庁舎の建て替えで、この3,000平米ぐらいの規模で、36億程度かかると思っております。

それで、比較しやすいように言うと、例えばこの併設庁舎のみの工事費としたら、試算すると32億円程度。それで、今の2敷地を一つにまとめて建てているこの計画、すみません、それもちょっと比較のするところが難しいんですけど、その工事費自体は、もうこれは契約していますので、契約金額は82億となっております。ただ、それは1万2,000平米ぐらいありますので、4倍ぐらい大きいというものになります。

〇木村委員 32億と82億ということですね。大体50億となると、学校給食無償化が 25年間できるぐらいの。(発言する者あり)大体2億円とできると言いますからね、無 償化ね。そういうことですか。分かりました。

それで、資料1-2で、併設庁舎のみの建替えの場合の条件整理ということで、整理していただきました。ただ、こういう整理の仕方って今回初めてですよね。本来だったら1棟か2棟かというとき、判断するときだとか、あるいは住民に対しての説明のときに、ここまで説明していただいたことってありましたっけ。初めてじゃないかなと思うんですね。(発言する者あり)やったっけ。それはあったけれども。コスト面とかはあったけれども、1棟だと、こう、いわゆる地区計画との関係でこういう制約を受けるとかというのは、今回私は初めての印象を受ける。

それでね、それで、ちょっと全体計画で、ちょっとこれ、資料1-2でちょっと何点か 伺います。まず、既存と同じ用途で新築する必要があると。それは、行ったきりの説明は 居住者に対してしていないということでございました。それで、戻ってこられるといった 場合、これは住宅課長に伺いたいんですけれども、元のところに戻ると、家賃が上がり、 激変緩和はあるにしても。世帯構成によって部屋が狭くなると。これはあるわけですよ。 確認させてください。

○加藤住宅課長 今おっしゃっていただいたとおりです。

〇木村委員 仮に当初計画でやった四番町の職員住宅に移った場合、これは、まあ、あれは公営住宅法に基づく住宅とは違うんでしたっけ。あちらは、広さの面と、あるいは使用料、家賃との関係で、どういう扱いになるんでしょうか。

〇加藤住宅課長 職員住宅でございますので、まず公営住宅ではないという形になります。 ちょっとそこの使い方をどうするかといったところ、仮な話ではありますけども、どうい うふうな形で使うのかといったところ、すみません、ちょっと正直検討していないので、 今、何とも申し上げるすべを持っておりません。

○大森施設経営課長 すみません。正直、これは施設経営課の職員と私だけで、あくまで

難しい条件の中で、どういうふうにしたら木村先生の要望に応えられるかということで、ちょっと苦労してつくったんで、すみません、住宅課長に何か相談もしていないんで、すみません、ちょっと住宅課長も今日初めて見るような感じですので、すみませんが。 ○はやお委員長 本当に今回のこの資料については、陳情、本来あり得ないこの計画を、スケジュールをつくってくれというのを、無理難題を言ったつもりです。でも、それでもやっぱり住民の陳情者に対して、一生懸命やったという、その誠意をお伝えしたいということでやったと。それで、ここのところで押し返しでやったときに、スケジュールが本当にどのぐらい違いが出てくるのだろうかと。

現実、この検討については、大なり小なりでありながら、やってきたということで前提でないと駄目なんだよ。2棟でやるのか1棟でやるのか、やっていながら、ある部長は、もう、1棟のほうが有利ですということは。でもそれが、現実こういう工事をベースにすると、こういうリアリティーに問題があって、今工事が始まろうとなんなんとする中で、計画を見直してくれと言われていることに対して、誠意をもって答えているというところ。だからまだ前提条件が、本来であればプロジェクトのリーダーにもしていない中で、所管の中でのやっていることなんで、だから、かなり無理して、前提条件をはっきりさせて、取りあえずつくってみてくれというところから来て、本当に無理なあれなんですけども、でも一つ大きなくくりとして、つかみとして、4年がかかってしまうということが、僕はポイントだと思っています。

だから、ちょっとそこを含めていろいろご議論していただければと思います。よろしく お願いします。

木村委員。

〇木村委員 ただ、これは住民合意がないと、現行計画はなかなか進みませんから。これ はね。あ、いいです、いいです。

それで、ちょっともう一点だけ確認させてください。全体、資料1-2の全体計画で、四番町地区地区計画区域内のため、敷地境界からのセットバック、2メートル下がると。これ、こういう必要があると。三番町も同じような規定になっています。敷地境界。三番町も。九段小学校は、同じ地区計画なんだけれども、下がってないでしょ。建て替えで。それは、この地区計画で、区長が敷地の形態上、土地利用上、やむを得ないと認めた建築物については、第1項を適用しないと。つまりセットバックね。建築物についてはこの限りではない。こういう地区計画のルールがあるわけですよ。恐らくその規定を使ったんじゃないかと思うのね。そうすると、これもセットバックをしなくとも建て替えができるという、そういうことになりませんか。

〇はやお委員長 ちょっと休憩します。

午後5時44分休憩午後5時46分再開

- 〇はやお委員長 それでは、再開いたします。 質問を受けます。
- ○木村委員 それで――あ、計画についてね。
- 〇はやお委員長 うん、計画について。今のところ計画について。ある程度計画について 議論が深まってくれば、次のところをやってと。

○木村委員 そうか。じゃあ、ちょっと陳情書の関係じゃないんだな。

これ、資料の1-4で、大型車の場合、現行計画だと、この12メーター道路、こちらのほうからの出入りができるけども、今回できない。併設庁舎だけの建て替えのときはというお話がありましたけれども、このとき、例えば大型車が必要なときというのは、このときの建て替えだとすると、どういう工夫をすることになるんですか。大型車は使わないということになるんですか。どんなふうになるんだろう。

〇大森施設経営課長 大変申し訳ございません。これ、施工者が、いろんな受けた後、施工計画を立てる中でいろいろ計画していくので、ちょっとこのレベルの検討だと、ちょっとそこまでは詰めてないんですが、今、もう見た感じ、車回しだとかという中で、6メートル側からはちょっとなかなか、車両の大きさとか大きい重機というのは一般的になかなか入りづらいという、そういう観点だけでございます。

〇木村委員 このスケジュール表で、ちょっとあっち行ったりこっち行ったりで恐縮なんですけど、1-5で、大体4年間ぐらいというお話がございました。これは、ただ、基本構想だとか基本設計だとか、そういった実施設計だとかプロポーザルだとか、いろんな日程を入れてトータルとして立てと思うんだけども、工事期間そのものはどうなんでしょうかね。現行計画と合わせて。もちろん車両が入れないだとか作業人数の違いだとかとあるんで、なかなか一概には難しいとは思うんだけれども、実際の工事期間という点では、ここでは、工事期間で4年間か。あれ、現行計画は何年でしたっけ。工事期間だけで4年間かかると。

〇大森施設経営課長 現行計画では、解体と新築で約56か月で想定しておりました。ただ、今は、以前ご報告したとおり、麹町仮住宅が延びたり、今、少し期間が延びたりということで、そのスケジュールどおりは行っていないので、トータルで最後見たら60か月とか、かかってしまうんですが、当初は56か月程度で考えておりました。だから、4年半とか4年10か月とか、その程度だったと思います。

〇はやお委員長

はい。ほかにございますか。

いや、そうだよね。でもこの計画、だから、何かといったら、ざっくりでも、こんなことになるねという話で、それと議会主義からしたら、この1定で、今年でもうこの議案は通っているという中で、やはりあまりにもいろいろと陳情が出るから、今、繰り返しになりますけど、そこのところをやったと。それで、ざっくりでも4年も延びるということによって、でも、ここの期間のほうとしては、本来であれば子ども部とも調整しなくちゃいけないし、そういうところであるけれども、一つ工事を軸にしたときには、これだけでもこういうふうに延びるよねというところの中で、現実主義でどうするかという話を今日のところで確認をして、どうか、それでいながら、今現行のものはもう議決で進んでいますから、現実、工事説明会のことももうセットで説明させていただいているというのは経緯なんです。

それで、だから、ここの中で今後の話があれば、今の計画からすると、この状況ですねと。あとやっぱり具体的に分かってきたことが、やっぱり工事の取り回しからしたときに、でも、ただ一つ、ここの課題としてはあるのは、ずっと言ってきているのは、本来検討としては、これは確実に1棟のほうが有利に整理はされるけれども、本当に長期的に時間を考えたときに、プライベートスペース、そしてパブリックスペースという、その複合施設

の在り方の整理というのはあったよねと。そこは抜けているんだよ。だけども、抜けていても、今、現状の1棟一括でやるという工事で進んでいることだから、そこの中でのリアリティーをもって、今の段階だとどうかという結論に、検討で話しているという、ちょっと前提条件をちょっときちっと整理しないと、話にならないんで。

はい、小枝委員。

- 〇小枝委員 この最初の資料1-1から1-5の中の質疑というところの質疑という。 〇はやお委員長 今のところは。
- 〇小枝委員 ええ。確認というか、もう確認というよりは意見を含むことになるんですが、後づけ、委員長も言われたんですけれども、最初に、じゃあ、平成27年の長期計画どおりやったらどうなるかとか、あのときは1棟1棟で、そのまだ1棟1棟やるよという計画が生きている間に、平成27年の7月だ、庁内アンケートで平河町住宅を決めていた。つまり、長期計画にのっとらないで行政が動いていたという中での、今日は後づけの資料なんですよ。

確かに委員長の、無理無理で無理無理に出してきたということはあるんですけれども、この作業というのは、一番最初のところでどうなのかという議論をしながら、住民代表である議会とも対話しながら積み上げていって、それで、じゃあ、道が狭いね、入りづらいね、住宅附置しているのをどうしようか、というふうな話で来ていない中で、今、いや、もっとこんなにかかるんですという話なんだけれども、検証材料として出してくださったことは感謝しますが、ただ、これ、住まいは人権というところからすると、しかもこのコロナの状況にあって、手順・手続が恐らくもう何回何回も逸脱していることを積み重ねている中で、今、住民の方で裁判を起こしているというわけではないけれども、もし起こされたときに、非常に大きなウイークポイントをいっぱい行政は持っているわけなんですよ。そうなりますと、この計画というのは非常にもろくなってしまう。そうすると、当初、何だ、6か月で来ていたのが、あ、違う違う、当初はもっと短かったんだよね。平成34年で終わるはずが平成36年になったわけだから、丸2年間、24か月増えているわけでしょ。なんですよ。私の古い資料によると。

そうすると、今ここで、これだから、恐らく今日の資料というのは、これだから、ここで1棟まとめてやるしか選択肢がないんですということを、ある意味、見せしめるために出してきているんですね。我々、政務活動費もあるので、じゃあ、専門家に見せて、対案を出して、前面道路が6メートルでも、立派にちゃんと公共事業、工事ができますよという話を持ってくることだって、本当はできるんです。それをやるかやらないかというのはこれからのやり方になるわけですけれども、出してきたことについては、誠実な対応は感謝しますが、それを全部うのみにできるかというほど状況は甘くないということは、申し上げておきたいということです。

〇はやお委員長 一応この検討については、当然のごとく1棟一括のときにするに、決裁にすると本来検討されているはずだと。でも、改めてここの時点でというところで、いろいろな条件も見えてきているので、つくり直していただいたと。一般論のところもあるし詳細論のところもあるしという中で、一応陳情者のほうの話からすると、受け止める内容からすれば、今この時点で計画を変えてくれということだったので、でも、もう我々議会人として、もし止めるんであれば、もう多数決で決まっている1定のところで本当は止め

ているんであれば、まだ話が分かるんだろうけれども、今、議決ではここまで来ている中で、それでまた陳情者の思いも踏まえて、この辺のところについて、現実主義だと4年になるのか3年になるのか2年になるのか分からないけれども、現実、普通に考えたら延びるよねと。こういう状況の中でどういうふうに考えていくのかというところに返りたいと。

それと本当に、私も1棟一括ということに関しては、いろいろと意見を言ってきた。だけども、ここは、今進んでいる中で、議決をした中で、粛々と進めていくに当たっては、あと陳情者には、こういう状況の中でどう考えていただくのかということを、誠意をもって陳情者に返したいという思いの中で、本来あり得んことを執行機関にお願いした。指示してしまったということがあるということは、ご理解いただきたい。

あと何かご意見があったら、今ここのところについては、もうこれ以上、今本当に、でも経費の面で言ったらば、もっと前のところでボタンの掛け違いという整理はあったのかもしれない。でも、今現実ここで決まっていることについて、今検討した結果、ご判断を頂くというところになっているのかなと思っているんですけど。

何かご意見はございますか。もう私が言えば、ちょっと仕切り、議事整理なんでね、これ以上あれなんですけど、この数字が出てきた中でご判断いただきたいというところで考えています。それで精いっぱいやっていきたい。

いいですか。ほかに何かありますか――あ、ごめんなさい、ごめんなさい。木村委員。 〇木村委員 要するに思いつき行政なんですよ。最初は、当初、四番町の併設庁舎をやっ て、で、これはもう1棟やったほうがいいと。で、仮住宅を造ったら地下鉄を思いついち ゃって、これをまたやると。で、全体として工事期間が遅れる。で、新たな無駄遣いにな りかねないと、そういう状況だと思うんです。

せっかく参考資料でご報告いただいたんで、時間かけないんで、ちょっと。先ほど参考 資料1の一番下の事業の見直しを前提とした文書の取り交わしというふうにおっしゃって いました。事業の見直しというのは、これはどういうことですか。

〇加藤住宅課長 事業の見直しといったところにつきましては、メトロさんとのある程度の合意が今年の2月の段階で図られていたというところでございます。ただ、コロナの影響で、メトロのほうの経営状況等々によりまして、今ここに記載されてあるとおり、新規の計画事業、事実上凍結ということで、見直しの対象ということなので、メトロのほうの事業の見直しといったところを前提としながら、文書の取り交わしという話になってございます。ですので、メトロがこれを、じゃあ、いつやるのかといったところ、これも設計で相当時間もかかりますし、また施工についても相当時間がかかるといったところもございますので、継続して協議のほうを続けていきたいというふうに考えてございます。

〇木村委員 どういう文書を取り交わすんですか。いつになるのか分かりませんけれど、 文書を取り交わすんですか。

〇加藤住宅課長 こちらにつきましても、メトロさんと通常こういった工事をする際に行うものが基本協定、その後、施工協定、そちらの工事が終わりましたらば、維持管理協定という三つの協定書のほうを結ぶというのが、メトロさんの話ですと、通常ですと。なので、その協定を結ぶ前提の内容について、どういう形で、どこの部分の工事をやるのかとか、どういった形で施工をするのか、また費用の負担についてといったところにつきまして、本当にここに書いているような部分につきましてのそれぞれ確認を今まで積み上げて

きたことにつきまして、さらに協議を続けていきたいという形の文書の取り交わしといったところを、今現在検討しているところでございます。

〇木村委員 ここでこの事業も事実上凍結されたと。この事業を見直しの対象ですという ふうに言っているんですけども、この事業というのは協議でメトロの事業というふうにな ったんですか。

〇加藤住宅課長 そちらにつきましては協議中でございます。申し訳ございませんが、それ以上はちょっと申し上げることができません。

〇木村委員 これ、やらないと言っているわけではないと。ただ、なかなか難しいんだというご報告でしたけれども。やらないと言っているわけではない。だってメトロの事業って決まっていないわけでしょ。何を言っているのか分からないんですよ。だって、区の事業なのかメトロの事業なのか決まっていないのに、メトロはやらないと言っているわけではない。なかなか難しい。これはメトロがやるというふうになっていて、コロナで運賃収入が減ってできないというんだったら分かるけれども、メトロの事業だというふうになっていないのに、何で、やらないと言っているわけではないというふうな、そういうやり取りになるわけ。

〇加藤住宅課長 まず、こちらの永田町の4番出口の混雑の状況といったところにつきまして、当然メトロとしても、安全性という部分でどうにかしたいというお気持ちがあるといった部分。区としても、それにつきましてどうにか解消できないかといった部分。それぞれ目的につきましては、その解消をするということで合致しているというふうに考えております。そこにつきまして、区として、メトロとして、どういう形でどういうふうにやるのかといった部分につきましては、まさしく今現在協議中でございますので、これ以上は、すみません、申し上げられません。

- ○木村委員 じゃあ、最後。いつ頃文書の取り交わしをする予定ですか。
- 〇加藤住宅課長 年度内には文書の取り交わしをさせていただきたいと思っております。
- 〇はやお委員長

 ほか、いいですか。
- ○木村委員 陳情の……
- 〇はやお委員長 いいですよ。取扱い。じゃあ、どうぞ。木村委員。
- ○木村委員 新しい……取扱いじゃなくて。
- 〇はやお委員長

 新しいほうのね。はい。
- 〇木村委員 新たに送付された陳情について。今のコロナの感染拡大がもう止まらないと、そういう状況です。それで、国も都も外出は自粛すると。年末年始も。そういう依頼を発信しているという状況の下です。その下で、基礎疾患を抱える高齢者の方がたくさんいらっしゃるわけだけれども、この年末年始に引っ越しをするということについては、どうお考えですか。

〇加藤住宅課長 ちょっと前提条件としまして、この12月中にお引っ越しをなされた 方々につきましては、8世帯いらっしゃいます。1月に入ってから3月までで、そのほか の方々がお引っ越しをされるといったところで、現在引っ越しのほうが進んでいる状況で ございます。年末年始、もう今日がクリスマス、12月25日ですが、12月にはもう引 っ越しはございません。1月の早い段階、13日がたしか一番1月は早いお引っ越しとい うふうに聞いてございます。 この感染が本当にどこまで増えるのかという部分につきまして、入居者の方々からもお引っ越しについての不安といった部分につきまして、いろいろ聞いております。引っ越しのキャンセルにつきましては、今のところ3日前までなら、引っ越し屋さんはキャンセル料を全額戻して対応してくれるというふうにも聞いてございます。ちょっとこの年末年始の中で、どのくらいコロナといったところについて、感染者がどういう状況になるのかといったところをちょっと見据えながら、対応のほうは検討のほうをさせていただきたいと思います。もちろん延長がしたいわけではありませんが、やはり皆様の身体の状況といったところも、これにつきましては度々答弁させていただいていますが、十分考慮させていただいて、検討のほうをさせていただきたいと思っております。

〇木村委員 やはり年度末って結構引っ越しが多いじゃないですか。ですから、事業者の方はできるだけ早めにと、こういうふうに言われるわけですよ。そうすると、本当に1月とか、要するにコロナの感染状況がどういうふうになるのか分からない状況で、引っ越しを契約し、という方もいらっしゃるわけですね。その方にとっては非常に不安なわけですよ。これは人道上からもね、人道上からも、やはり3月31日までに絶対引っ越さなくちゃ駄目だというようなやり方でなくて、私はその辺は、不安にならないように、柔軟に対応しますからということで、私は区のほうから発信すべきじゃないかと。その辺はいかがでしょう。

〇加藤住宅課長 もちろん本当に感染の状況といったところをちょっと見据えながら、発信することにつきましても検討させていただきたいと思います。

○木村委員 その全体の状況というのは、保健所と相談し、別に何人からとかという、ないわけじゃないですか。何人が広がったら、じゃあ、延期しますとかという、そういう基準はなかなか難しいと思うんですよ。それを分かる人はなかなかいないと思うんですよ、専門家でさえ。だから、ちょっとその辺は、じゃあ、どういう状況になったら柔軟に配慮していただけるのかというのは、分からないでしょ。だから、どうなんでしょう。その辺は最初から柔軟に対応するということで言っていただいていいんじゃありません。

〇加藤住宅課長 そういったご意見もあろうかと思いますが、ちょっといろいろ見据えさせていただいて、検討のほうをさせていただきたいと思います。

- ○木村委員 何を見据える。
- 〇はやお委員長 いいですか。 小枝委員。

〇小枝委員 何を見据えるのかということなんですけど、もう昨日の段階で888ということですよね。それで、もう医師会からも、とにかくもう動くなと。GoToもやめてくれということで、もう事態は、もう明らかに、もう動きを、命優先で、医療機関がもうパンクしてしまうということで、止めてくれということなので、今の状況で判断しなくていつ判断するんですかというのが、木村さんの問いだと思うんですけど。

○加藤住宅課長 この年末年始の状況といったところも見据えさせていただいて、ちょっと年明け、判断させていただければと思います。

〇小川環境まちづくり部長 ご案内のとおり、今回のお引っ越しにつきましては、3月3 1日を現時点では期限とさせていただいているところでございます。それで、コロナの感染状況の推移を、先ほど課長は見守ってということを申し上げたというふうに思ってござ いますけれども、なかなか、これから2か月、3か月先になってくるわけでございまして、そこの状況を判断するということは、正直、現時点ではなかなか困難でございます。したがいまして、今の時点でどういう状況になったらとか、いつの時点で明確な判断をするということは、なかなかこれは申し上げられないのが現状でございますので、ただ、引っ越しというのは非常に心身の負担を強いるということは我々も承知してございますので、不安があるのであれば、きちんと寄り添って相談に乗りながら、あまり例えば身体状況が芳しくないのに、無理やり引っ越しをしようということを強いるといったようなことは、こちらとしては極力避けたいなというふうには思ってございますので、もし何か不安があるということであれば、こちらのほうとしましては、ご相談に乗った上で適切に対応してまいりたいと考えております。

〇はやお委員長 木村委員。

〇木村委員 引っ越し作業というのは、今言われたように重労働なんですよ。それで、じゃあ、粗大ごみをどうするのか。引っ越して、いろんなものをどうやって購入するのか。要するに引っ越しに当たって、もう外出はつきものなんですよ。例えば荷物を一つにまとめる。あるいは粗大ごみを処理する。ある方はそのために親戚を呼ぶと。お願いすると。その親戚に来ていただくためにホテルまで予約すると。その方はこんなに東京がこういう状況でなかなか来れないと。そういう状況になってきているわけですよ。

だから、部長はそういうふうに簡単に不安だったらと言われるけれども、引っ越しというのは、ある日突然引っ越すだけじゃなくて、その引っ越しに至るいろんな経過を積み重ねて、引っ越しというのはできるわけですよ。その作業はまさにこのコロナ禍でいろいろしなくちゃいけないと、そういう状況なわけですね。

だったら、今そういう不安な状況だったら、行政としてはその期限も柔軟に対応するので、個別に相談してくださいとか、あるいはまたは、こういう状況の中で工事説明会をやるということがどういうプレッシャーになるのかと。大体、説明会に来させるわけ。コロナ感染しているというときに。その辺はソーシャルディスタンスを注意するというんでしょうけれども、そういうときに人に集まってもらうと。外出自粛しましょうと言っているときに。何か命や健康よりも、やっぱり行政計画を実行することを優先させるのかと思いたくなりますよ。

まず、とにかく、要するに比較的若い方は引っ越しされているようだけれども、高齢者の方はやはり皆さん不安で、ご自宅にずっといらっしゃいますよ。そういう状況の下で3月31日に明渡しと。業者からは早く引っ越せばまけてあげるからみたいなことを言われて、このコロナ禍で引っ越さざるを得ないのかと。そうすると、そのためのまたこういう作業をしなくちゃいけないと、そういうことを毎日毎日考えているわけですよ。だから、もう眠れなくなっちゃっているわけですよ。せめて、こういう状況なので、落ち着くまで、どうしても3月31日に出なくちゃ駄目だという、そういう機械的な対応はしませんからと。寄り添う区です、千代田区ですということで、なぜ今発信できないのかと。

〇小川環境まちづくり部長 いろいろ不安に思っている点というのは、こちらのほうも認識をしてございますし、何度か答弁させていただいているように、きちんと寄り添った対応というのは必要だというふうに考えてございます。

現時点で申し上げられないというのは、先ほども申し上げたとおり、2か月、3か月の

送付31-9、2-7、2-12、2-23陳情審查部分抜粋: 令和 2年12月25日 企画総務委員会 (未定稿)

先の見通しがなかなか立たないからでございます。この時点で、もう明確に延期を認めるということを、こちらとしては状況が分からない中で申し上げるわけにはいきません。ただ、今ご指摘がございましたように、はい、今日引っ越しの準備をしてあした、というわけにはもちろんいきませんので、一定の準備期間が当然必要だということはご指摘のとおりかと思います。したがいまして、それらも考慮した上で、あまり近くにならないような時点で判断したいとは思いますが、あくまでもそれはコロナの今後のこの感染状況等々を見据えた上で、適切に判断をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思います。

〇はやお委員長 かなりいい時間になってきちゃっているんで、あれなんですけど、じゃあ、ちょっと、ほかにありますかね。いいですか。ちょっといきなり、もうここに至ってはもう申入れをしっかりして、もう委員会として、議会としてはきちっとやれと言うしか、もうないのかなと思っておるんですよ。

ちょっと取扱いについて、ちょっと休憩します。

午後6時18分休憩午後6時27分再開

〇はやお委員長 それでは再開いたします。

ただいま、るる四番町に関する陳情につきまして、次のように委員会集約をしたいと思います。確認させていただきます。現在は新型コロナウイルス第3波と言われる状況であり、入居者の中でも、高齢者や障害者などは引っ越しに関する不安が増大している。(仮称)四番町公共施設整備について、執行機関に以下の4点を申し入れる。

- 1、区は今後も入居者に丁寧な対応や説明を忘れず、居住者の十分な理解を得る努力をすること。
- 2、新型コロナウイルスに関しては、感染状況を見据えて、区は明け渡し期限等について柔軟に対応すること。
- 3、東京メトロや日本テレビとの協議について、状況が進展するようなことがあれば、 適宜適切かつ迅速に当委員会に報告すること。
- 4、パブリックスペース、プライベートスペースを踏まえた複合施設の在り方を検討、 整理すること。

以上4点、執行機関に申し入れたいと思いますが、委員会集約でよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇はやお委員長 はい。それでは、その形を取らせていただきまして、陳情、何件だったっけ。4件。4件につきましては陳情者にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。